○四国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十一日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前	A 六・八〇～七・七四	一七・九二二（メートル）	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C 一〇・一四～二五四・〇〇	一七・九二四（キロメートル）	
	後	A 六・八〇～七・七四	一七・九二二	
	後	B・C・D 一〇・一四～二五四・〇〇	一七・九二四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十一日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	宇和島市和霊町字亀次一一七六番八から同市伊吹町字下井関甲一五六九番一まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月二十一日

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理解職

国務大臣　島尻安伊子

文部科学大臣馳浩朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月十六日）

（内閣官房内閣審議官）内閣事務官　大江　博

環太平洋パートナーシップ協定を担当するための日本政府代表を命ずる（六月十七日）

内閣法制局

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　細川　成己

内閣法制局参事官（第四部）に昇任させる

内閣法制局参事官（第四部）　山影　雅良

経済産業省に出向させる（以上六月十七日）

内閣府

原子力委員会委員に任命する（六月十六日）　中西　友子

公正取引委員会

（経済取引局長）内閣府事務官　松尾　勝

辞職を承認する

（官房審議官（国際担当））同　南部　利之

官房総括審議官に昇任させる

（審査局審査管理官）同　山田　弘

官房審議官（国際担当）に配置換する

（審査局長）同　山田　昭典

経済取引局長に配置換する

（消費者庁審議官）同　菅久　修一

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長に転任させる

（官房総括審議官）同　山本佐和子

審査局長に配置換する

（官房人事課長）同　小林　渉

（近畿中国四国事務所長）同　笠原　宏

審査局犯則審査部長に転任させる

（経済取引局取引部長）同　原　敏弘

近畿中国四国事務所長に転任させる

（官房付）同　堀内　悟

審判官に配置換する

（同）同　佐久間正哉

官房参事官に配置換する

（経済取引局取引部取引企画課長）同　田辺　治

官房人事課長に配置換する

（官房国際課企画官）同　五十嵐俊子

経済取引局企業結合課上席企業結合調査官に配置換する

（審査局訟務官）同　岩成　博夫

経済取引局取引部取引企画課長に配置換する

（経済取引局企業結合課上席企業結合調査官）同　下津　秀幸

審査局管理企画課課徴金減免管理官に配置換する

（近畿中国四国事務所四国支所長）同　三浦　文博

審査局管理企画課上席審査専門官に転任させる

（官房参事官）同　石谷　直久

審査局審査長に配置換する

第一審査長を命ずる

（中部事務所審査統括官）同　今野　敦志

審査局審査長（第一審査長）のもとの上席審査専門官に転任させる

（消費者庁表示対策課長）同　真渕　博

公正取引委員会事務総局審査局犯則審査部特別審査長に転任させる

第一特別審査長を命ずる

（東北事務所長）同　稲熊　克紀

審査局犯則審査部特別審査長に転任させる

第二特別審査長を命ずる

（審査局犯則審査部特別審査長（第一特別審査長））同　大胡　勝

審査局訟務官に配置換する

（審査局管理企画課課徴金減免管理官）同　高居　良平

東北事務所長に転任させる

（審査局管理企画課上席審査専門官）同　中里　和浩

中部事務所審査統括官に転任させる

（審査局審査長（第一審査長）のもとの上席審査専門官）同　田邊　陽一

近畿中国四国事務所審査統括官に転任させる

（審査局犯則審査部長）同　東出　浩一

（審査局犯則審査部特別審査長（第二特別審査長））同　大元　慎二

消費者庁に出向させる（各通）

（審判官）同　西川　康一

（審査局審査長（第一審査長））同　宮本　信彦

官房付に配置換する（各通）（以上六月十七日）

警察庁

（警察大学校長）警視監　杵淵　智行

辞職を承認する

（警察庁次長）同　坂口　正芳

警察大学校長事務取扱を命ずる（以上六月十四日）

金融庁

（財務省大臣官房付）財務事務官　鈴木　恭人

内閣府事務官に任命する

総務企画局参事官を命ずる

（総務企画局参事官）内閣府事務官　渡部　康人

財務省に出向させる（以上六月十六日）

皇室事項

御弔電及び御答電

松原昭マリ国駐箚特命全権大使の逝去に際し、同国大統領閣下から天皇陛下へ御弔電を寄せられ、これに対し六月十四日御答電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

告前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり告前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成28年6月21日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のとおり」は省略し、告前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局留萌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）